

農地転用許可申請書に係る添付書類明細書

山 県 市 農 業 委 員 会

申請項目	申請書	登記簿 謄本	位置図 (広域) 1/1万 ～1/5 万	位置図 (住宅 地図)	字絵図 (公図)	土地利用 計画図 (建 物 平面図)	建 物 配置図	水利組 合 の 承諾書	資金 証明	土地 選定 理由	住民票	耕 作 証明書	誓約書	印 鑑 証明書	現場 写真	営農 計画書	入札 公告	
3条許可申請																		● → 必要書類 ○ → 必要に応じて添付を要する
市	●	●		●	●						○	○				○		＜その他場合によって必要な書類＞ 1. 所有権移転仮登記のある場合は、仮登記者の承諾書 2. 用排水路の占用が必要な場合は市の占用許可の写し 3. 1級河川付近での転用の場合には、河川法に基づく岐阜土木事務所に相談のうえ、必要となる各種許可の写し 4. 砂防指定内での転用の場合は、岐阜土木事務所に 相談のうえ、必要となる許可等の写し 5. 未成年者又は相続登記未済の場合は、関係者の戸籍謄本及び相続放棄書又は相続分不存在証明書、相続関係説明書等関係書類 6. 法人の場合は、法人登記簿謄本又は定款 7. 転用目的が貸駐車場、貸資材置場貸店舗等貸すことを前提とした施設である場合は借主が特定できる書類（契約書の写し等） ＜太陽光発電施設への転用に必要な書類＞ 1. 電力系統連携に同意する見込みがあることを証する書面（電気事業者の電力系統に連携するものに限る） 2. 〈FITの場合〉「事業計画認定通知（経済産業省）」又は見込みが分かる書類 3. 〈非FITの場合〉「売電契約の写し」 4. 維持管理（除草等）について申請書のその他欄に追記 ＜一時転用の場合＞ 1. 農地復元に関する誓約書 2. 工事工程表 ＜営農型太陽光発電施設への転用に必要な書類＞ 1. 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図 2. 下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書 3. 下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類 4. 撤去するのに必要な費用を設置者が負担することを証する書面 5. 毎年、栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面 6. 農地法同時許可申請書の提出 ＜地域計画に位置付けしている農地の転用（一時転用含む）に必要な書類＞ 1. 農業を担う者又は耕作者の同意書 ＜その他注意事項＞ 1. 農地として取得後3年未経過の農地を転用する場合は農地取得後3年未満で転用する理由書（相続等の場合は除く） 2. 開発許可（承認）、市承認は転用面積3,000㎡以上、県許可(都市計画法)は都計内3,000㎡以上、都計外10,000㎡以上、県承認(県土地 開発事業の調整に関する規則)は10,000㎡以上 国土法の届出は、都計内5,000㎡以上、都計外 10,000㎡以上 ※1 資金証明書となる書面 ・金融機関が発行する残高証明書 ・融資(見込)証明書、金融機関等が受け付けた融資申込書の写し ・預金通帳の写しなど
許可用	●	●		●	●						○	○				○		
4条許可申請(事変)																		
市	●	●	●	●	●	●	●	●	●※1	○	○		●					
県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		●					
許可用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		●					
5条許可申請(事変)																		
市	●	●	●	●	●	●	●	●	●※1	○	○		●	※ 法人の場合は、法人の約款又は登記簿謄本も必要				
県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		●					
許可用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		●					
18条6項																		
市	●	●												○				
当事者(貸人)	●	●												○				
当事者(借人)	●	●												○				
農地買受適格証明																		
市	●	●	●	●	●	●	●				○	○		※ 法人の場合は、法人の約款又は登記簿謄本も必要			●	
県	●	●	●	●	●	●	●				○	○						●
許可用	●	●	●	●	●	●	●				○	○						●
土地現況確認																		
市	●	●	●	●	●	●	●				○					●		
県	●	●	●	●	●	●	●				○					●		
許可用	●	●	●	●	●	●	●				○							
農地改良届出書																		
市	●																	

注1) 水利組合がない場合、申請書内「その他」欄に「水利組合は存在しない」と記入する。

注2) 添付書類の原本は、許可権者(県または市)に添付すること。但し、「水利組合の承諾書」「誓約書」は、市に添付すること。

お問合せ先

山県市役所 農林畜産課内(農業委員会)

TEL 0581-22-6830 FAX 0581-22-2118

mail : norin@city.gifu-yamagata.lg.jp